

令和 5 年12月 1 日

令和 5 年 第16回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第59号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第60号 選挙人名簿に登録する者について

議案第61号 在外選挙人名簿に登録する者について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和 6 年 1 月 19 日（金）午前 9 時 30 分～
- ・令和 6 年 2 月 20 日（火）午前 10 時 00 分～
- ・令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 10 時 00 分～

議案第 59 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
114 人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
555 人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 5 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

議案第 60 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 5 年 12 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2,279 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 5 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

議案第 61 号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和 5 年 12 月 1 日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 5 年 12 月 1 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

[illegible]